パラリーガル育成の必要性

森本敦司氏

横浜創英短期大学情報学科助教授

司法制度改革が進行する中、近い将来、弁護士人口の急増が見込まれており、有能なパラリーガルへのニーズが高まりつつある。パラリーガルの職域確立のための動き、今後の展望等について、横浜創英短期大学情報学科助教授の森本敦司氏にうかがった。





■ 森本敦司「パラリーガルについて」(『ビジネス法務』2003年6月号 / 中央経済社・2003)

小規模事務所が中心の日本では独自のパラリーガル制度が必要

先生とパラリーガル研究とのかかわりの経緯を 教えてください。

森本 私はもともと大学で秘書関係の科目も担当しており、法学部出身でもありましたので、何か秘書と法律の絡む分野がないものかと思って文献などを調べておりました。そこで法律秘書(リーガル・セクレタリー)という領域があることを知り、外国では一般的な職業になっているが、日本ではまだまだ未開の領域であるということが分かりました。そこでこの領域を研究分野にしようと取り組み始め、アメリカではリーガル・セクレタリーよりさらに専門職の強いパラリーガルという領域があることがわかり、そこからパラリーガルについての研究を始めたわけです。今から十数年前のことです。

日本でもここ数年くらいで、随分とパラリーガルという言葉を聞くようにはなりましたが、日本でパラリーガルが紹介されたのはいつ頃のことですか。

森本 パラリーガルという言葉自体は最近のことですが、日本弁護士連合会(以下、日弁連)では1987年頃から「弁護士補助職」や「弁護士事務職」という言葉で、弁護士の補助業務の認定を行おうという動きが起きています。また1999年にもパラリーガルの分野別の資格認定を行おうという動きがあったのですが、いずれも実現していません。

また、パラリーガルという言葉については1970年代後半より日本の法律雑誌にも見受けられるようになり、1996年には『法律文化』誌上でもアメリカのパラリーガルに関する記事が掲載されております。おそらく日本でパラリーガルという言葉が少しずつ認知されるようになってきたのはこのあたりからではないでしょうか。1998年には、パラリーガルについての翻訳本も出版されています。

海外の状況はどのようになっているのでしょうか。 森本 パラリーガル、あるいはリーガルアシスタントは 1960年代にアメリカで誕生した職業です。 現在では全米で12万人以上ものパラリーガルがいるという統計数字もあります。 またイギリスには、パラリーガルに相当する職種として「リーガルエグゼクティブ」と呼ばれる専門職が存在し、約1世紀もの歴史を有しています。

アメリカはいわゆる訴訟社会と言われ、弁護士の数も事務所の規模も、日本とはかなり異なります。

森本 例えば弁護士の数は、現在日本では約2万人、アメリカは100万人以上。法律事務所の規模でも、アメリカ最大のローファームは弁護士を3,000人以上も抱えており、弁護士1,000人以上の事務所でも全米に12カ所もあります。一方の日本では、このところ企業法務を中心に100名を超える規模の事務所が増加傾向にはありますが、最大の事務所でも弁護士数200名前後で、しかも大多数の事務所は弁護士10名以下の小規模なものです。このような状況を考慮すると、アメリカではパラ

リーガルを活用することで、業務を大幅に効率化できるというメリットがはっきりとしていますが、日本の小規模事務所の場合は、効率化に加えて、秘書的な業務割合も多くなってくるという、わが国独自のパラリーガルのスタイルがあると考えられます。

職業の確立に求められる 業務の標準化や能力認定制度

司法制度改革により、昨年から法科大学院もスタートし、これから日本でも弁護士の数は増大することが見込まれます。これにより、日本でもパラリーガルの発展が期待できるのではないでしょうか。

森本 弁護士事務所にも競争原理が導入され、より効率の良い事務所運営は不可欠になるでしょう。そうなると、パラリーガルなど事務スタッフの役割は重要になるといえます。ただ、弁護士が増えた分、若手の弁護士(いわゆるイソ弁)がパラリーガル的な働きをすることも考えられ、そうなるとパラリーガルは日本では逆に不要になるという悲観論もあり得ます。数字を見ると1990年には一つの法律事務所における平均職員数は2.52人だったのが、10年後の2000年には3.34人に増えています。しかし、弁護士がこれから増えれば、日本でもパラリーガルがどんどん増えるという単純な図式ではないことも確かです。

日本でパラリーガルが一つの職業として確立されるためには何が必要になるのでしょうか。

森本 一つは弁護士の意識改革です。何でも自分で やらないで、安価で良質なサービスを提供するために、 定型的な手続き等はパラリーガルという専門スタッフを 活用する。そうした合理的な経営者としての意識を持 つ弁護士が増えなければ、その補助職としてのパラリー ガルは成り立ちません。

もう一つは、パラリーガル側の業務の標準化やその 能力の向上、能力認定の仕組みができることでしょう。 自分たちの手で専門職としての確立を図る努力も必要 です。

そうしたパラリーガルの能力開発は、現状ではど のように行われているのでしょうか。

森本 いくつかの大学ではパラリーガル養成を念頭に 置いた授業が開講されてきています。また、純粋に法律 教育というよりは、秘書教育や英語教育とリンクするも の、あるいは、知財教育とリンクするものなども出てきて おります。日弁連や各弁護士会でもパラリーガルの研 修が行われていますし、民間の教育機関でもいくつか パラリーガル養成講座などが開設されています。一昔 前と比べると隔世の感があります。 実務に携わる側の動きもさかんです。以前より「法律事務員全国連絡会幹事会」という組織では『法律事務』という雑誌を発行し、研修などを通じて法律事務職員をサポートしてきました。最近では日弁連法務研究財団パラリーガル研究会の同僚研究員である横店恵美さんが中心となって「パラリーガルクラブ」が発足し、自主研修やマニュアル制作、職員同士の情報交換など活動の場を広げています。同クラブ発行の業務マニュアルが一般書店に平積みされているのを見たときにはこれも隔世の感でしたね。これらの活動を通してますます法律事務職員さんたちの輪が広がっていって欲しいものです。

また昨年末には、日弁連弁護士業務改革委員会より、「パラリーガル認定制度創設に関する提言」も出され、いよいよこちらの称号認定も本格化しそうです。パラリーガルを取り巻く環境は、今、大きく動き出しています。

机上の理論だけでない、実務にそくした、これまでにない新たな法学教育の領域も生まれてきそうですね。

森本 その通りです。そしてこのようなさまざまな動き の先に、わが国独自のパラリーガル制度の姿が、徐々 にその輪郭を現してくるものと期待しております。

- 1 石鍋賢子「パラリーガルについて」(『法律文化』1996年11月 号/東京リーガルマインド)
- 2 パーパラ・ベルナルド著、TMI総合法律事務所訳(『パラリーガル』/信山社出版・1998)
- 3 「日本の法律事務所2000 弁護士業務の経済的基盤に関する 実態調査報告書 」(『自由と正義』53巻13号/日本弁護士連 合会・2002)
- 4 パラリーガルクラブ『法律事務職員簡単実務マニュアル 、 』 『法律事務職員簡単基礎知識マニュアル 、 』(弘文堂・2004 ~ 2005)



パラリーガル全般について知りたい!

・「『パラリーガル』女性が注目」日本経済新聞夕刊 2004年3 月9日

インターナショナルパラリーガルについて知りたい!

- ・「インターナショナルパラリーガル」(『eとらんす』2003年8月 号 / パベル・ブレス)
- 企業法務や知財のパラリーガルについて知りたい!
- ・淵邊善彦、佐藤睦「新しいパラリーガルの役割と業務」(『ビジネス法務』2004年8月号/中央経済社)
- 仕事内容などについて知りたい
- ・第二東京弁護士会編『全訂新版 新法律事務職員ハンドブック』(ぎょうせい・2002)
- ・法律事務員全国連絡会幹事会(『別冊「法律事務」がんばれ 新人くん!』/法律事務員全国連絡会幹事会・2003)

1962年生まれ。國學院大學法学部、同法科大学院兼任講師。「パラリーガルの研究」により一橋大学から博士号(法学)授与。2000年11月より日弁連法務研究財団パラリーガル研究会主任研究員、『法と実務 vol.4 - わが国の法律事務所におけるパラリーガルの養成と有効活用 - 』(商事法務・2004)を共同執筆。著書に、『アクセス憲法』(共著/嵯峨野書院・2004)、『現代ビジネス法辞典』(共著/嵯峨野書院・2002)、『レクチャー法社会学』(共著/法律文化社・2001)、『ビジネススタディーズ』(共著/中央経済社・1998)、『ビジネスと法やさしい法学人門』(共著/東京法令出版・1996)などがある。